

青梅市吉川英治記念館条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、青梅市吉川英治記念館条例（令和 2 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(観覧券)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する観覧料の納入があったときは、別途定める観覧券を交付する。

(領収書の不発行)

第 3 条 前条の規定により徴収した観覧料については、領収書は発行しないものとする。

(観覧料の減免)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項に規定する観覧料の減額または免除は、次に定めるところによる。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校で、青梅市の区域内（以下「市内」という。）に所在するものに在籍する者およびこれらの引率者が教育課程にもとづく教育活動として観覧するとき 免除
- (2) 前号の規定による中学校および小学校で、市内に所在するものに在籍する者が、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に観覧するとき（年間パスポートおよび共通観覧料を除く。） 免除
- (3) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者（以下「障害者」という。）およびその介護者 免除
- (4) その他青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるとき 免除または 1 0 0 分の 5 0 相当額

(観覧料の還付)

第 5 条 条例第 1 0 条ただし書の規定による観覧料の還付額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第 1 0 条第 1 号の規定に該当するとき 全額
- (2) 条例第 1 0 条第 2 号の規定に該当するとき 全額

(3) 条例第10条第3号の規定に該当するとき 全額または100分の50相当額

(入館者の義務)

第6条 記念館の入館者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(駐車できる自動車)

第7条 記念館の駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）および普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）のうち、長さ5メートル以下、かつ、幅1.9メートル以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する自動車以外の自動車を駐車させることができる。

(駐車場の使用時間)

第8条 駐車場の使用時間は、条例第5条に定める開館時間と同様とする。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第12条第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第4条中「青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第2条から第5条中「観覧料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例施行の日から施行する。

(準備行為)

2 記念館を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。